

平成 21 年度ニューウェーブ研究創出事業 募集要項

1 概要

(1) 目的

県内大学等の若手研究者の新規性・独創性と産学共同研究に発展する可能性を有する研究テーマについて事業化の可能性を調査研究することにより、新たな研究開発の創出を図るため、本事業を実施するものです。

(2) 募集対象とする研究課題

募集の対象は、本格的な産学共同研究の立ち上げを目指した事業化可能性研究とし、共同研究中又は共同研究の見込みのある研究テーマとし、次に掲げる事項を満たす内容であることを要します。

	区分	研究内容
課題 A	萌芽段階（年齢 37 歳以下） 1 課題 40 万円 採択課題数 5 課題程度	研究開発のシーズ発現と発展性についての調査研究を行うもの。
課題 B	共同研究想定段階（年齢 45 歳以下） 1 課題 100 万円 採択課題数 1 課題程度	本格的な産学共同研究の立ち上げを目的とした可能性研究。

（年齢は平成 21 年 4 月 1 日現在）

(3) 研究対象経費

「別紙 研究対象経費」のとおりとします。

(4) 研究期間

研究の実施期間は、委託契約日から平成 22 年 3 月 10 日（水）までとします。

(5) 応募要件

研究課題に応募できる者は、課題 A は年齢 37 歳以下、課題 B は年齢 45 歳以下で、次に掲げる大学等に所属する研究者（准教授、講師、助教、助手、研究員及び技官）とします。

イ．国立大学法人山形大学、東北芸術工科大学、東北公益文科大学、山形県立保健医療大学

ロ．国立鶴岡工業高等専門学校、山形県立米沢女子短期大学、山形県立農業大学校、山形県立産業技術短期大学校

ハ．県内試験研究機関

研究者の所属する機関が、外部からの研究費受け入れが組織上できない場合、採択の対象外となりますので注意してください。

2 応募手続き

(1) 提出書類(様式は、当機構のホームページ(<http://www.ypoint.jp/>)よりダウンロードしてください。)

研究課題申請書(様式1)

研究課題申請書参考資料(様式2)

研究評価シート(様式3-1、3-2)

同意書(様式4、課題Aは任意、課題Bは必須)

各1部

(注)共同研究想定段階(課題B)については共同研究企業からの同意書が必要となります。

CD-ROM

研究課題申請書(様式1)、研究課題申請書参考資料(様式2)及び研究評価シート(様式3-1、3-2)の内容が入力されたもの。(1枚)

(2) 応募受付期間、応募先

応募受付期間：平成21年5月1日(金)から5月29日(金)まで

応募方法：郵送(平成21年5月29日(金)消印有効)

応募先：〒990-2473 山形市松栄二丁目2番1号

山形県高度技術研究開発センター内

財団法人山形県産業技術振興機構 プロジェクト推進課 あて

電話：023-647-3163 FAX：023-647-3139

留意事項

- ・提出書類に不備がある場合には、審査対象にならないことがあります。
- ・提出された書類等は返却しません。

3 審査及び採択

採択する研究課題は、応募資格を満たしている課題の中から、学識経験者や専門家等で構成される技術審査評価委員会による審査を実施し、その結果を踏まえ決定します。

(1) 審査項目

新規性・独創性のある研究であること。

実用化の可能性が認められる研究であること。

研究内容が、今後の成長の見込まれる分野であること。

研究分野について、県内企業との関連性などを評価の内容として、技術審査評価委員会が総合的に審査します。

(2) 選考方法

原則として、書類審査による第一次選考、口頭説明(ヒアリング)による第二次選考により行います。

(3) 採択通知

選考結果については、7月中旬に各応募者に通知します。採択されたものについては、採択者名及び研究課題名を公表します。

4 研究成果の取り扱い

(1) 研究成果の報告

提出書類	研究課題の実績(様式5)	2部
	研究課題の成果(様式6)	2部
	研究評価シート(様式3-2)	1部

研究者及び研究者の所属する機関は、研究が完了したときには、研究完了日から起算して30日以内又は平成22年3月19日(金)までのいずれか早い日までに、研究課題の実績(様式5)、研究課題の成果(様式6)を各2部、研究評価シート(様式3-2)を1部、財団法人山形県産業技術振興機構(以下「機構」という。)に提出していただきます。

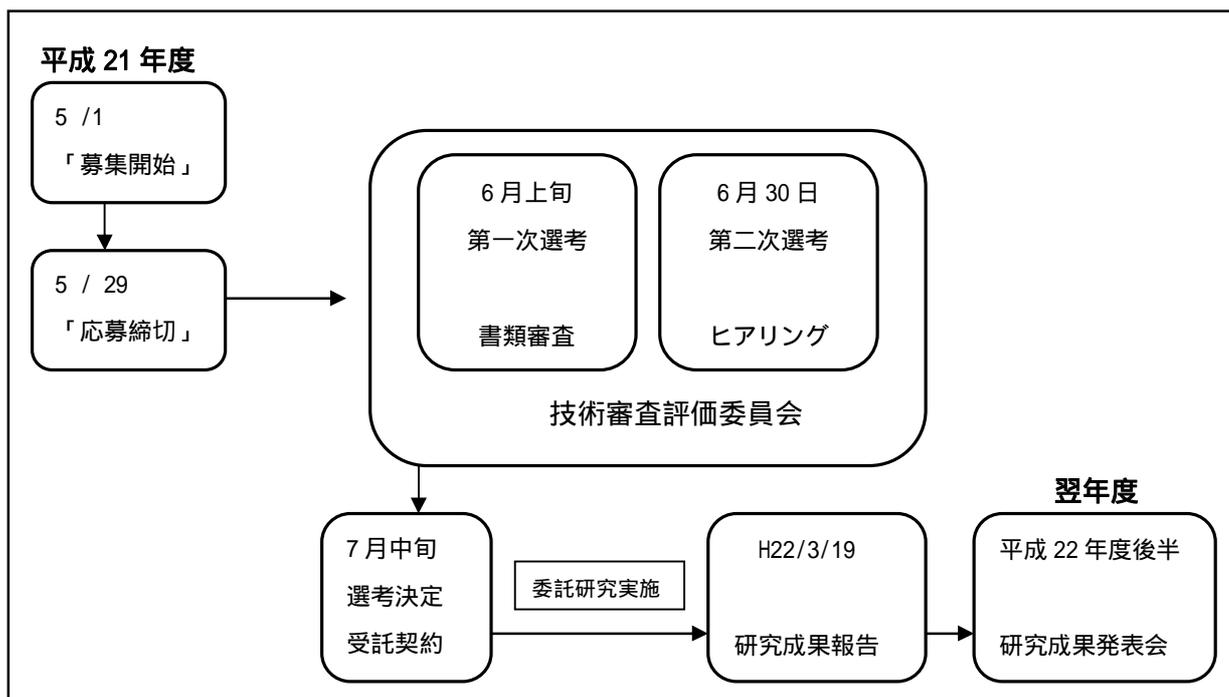
(2) 知的財産権の帰属

委託研究の実施によって発生する知的所有権は、原則として機構と研究者の所属機関との共有としますが、機構理事長との協議により、別途取り扱いを決定することができます。

(3) 研究成果の発表

研究者は、機構が実施する広報活動・成果発表会への参加について協力していただきます。

事業スケジュール



(別紙)

研究対象経費の範囲

1 対象経費

(1) 消耗品費

本事業に申請した研究に直接使用し消耗する、試薬等の消耗品の購入に要する経費。

(2) 原材料費

本事業に申請した研究に直接使用する原材料・部品等の購入に要する経費。

(3) 設備・備品

本事業に申請した研究に使用する設備・機器の購入に要する経費。

ただし、本事業が単なる設備・備品の導入のためと認められるものは除く。

(4) 謝金

本事業に申請した研究について、外部のアドバイザー等から研究に必要な知識、情報、意見の交換及び指導等の協力を受けるために要する経費。

(5) 賃金

本事業に申請した研究に直接従事したアルバイト、パート等の経費。

(6) 旅費

本事業に申請した研究を遂行するために必要とする旅費であって、学内の旅費規程等により算定された経費。

(7) 会議費

本事業に申請した研究を遂行するために、企業等の研究員と打ち合わせをするための会場等借り上げ経費。

(8) 資料作成費

本事業に申請した研究及び打合せに必要な資料を作成するために要する経費。

(9) 機械・設備リース料

本事業に申請した研究に直接必要な機械・設備をリースするために要する経費。

(10) その他

以上の各経費のほか、本事業に申請した研究に必要と認められる経費。

2 対象とならない経費

下記の経費については、本事業の経費対象とはしない。

(1) 弁理士費用、特許等の工業所有権の申請に要する経費。

(2) 外部企業、コンサルタント事務所等を利用するための外注費・委託費等。